

会津美里町立新鶴中学校「いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等の対策に関する基本方針

【定義】

本校に在籍している当該生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。

（いじめ防止対策推進法定義より）

【基本理念】

- (1) いじめは「どの学校でも、どの子にも起こりうる」という認識のもと、早期発見・即時対応に努める。
- (2) いじめは「ひきょうな行為であり、人間として絶対に許されない」という意識を子どもも大人ももつ。
- (3) いじめについての概念を生徒に理解させる。

【いじめの禁止】

生徒は、いじめを行ってはならない。

【学校及び職員の責務】

本校は、いじめが行われず、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの未然防止のための取組

- (1) 本校の教育目標は「豊かな心を持ち、自己の可能性を拓く生徒」であり、その中で「こころ豊かで思いやりのある生徒」の育成を謳っている。その具現化を目指すため、人をいたわる心や協力性、マナーを大切に、居心地のよい学級づくり、人間関係づくりのために組織的に取り組む。
- (2) 生徒の豊かな情操と道徳心を養い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- (3) 保護者及び地域住民その他の関係機関との連携を図り、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。
 - ① 生徒会本部と保護者によるいじめ防止啓発活動の推進。